

令和6年1月26日
こども青少年局障害児福祉保健課

「横浜市地域療育センター条例施行規則及び横浜市総合リハビリテーションセンター条例施行規則の一部を改正する規則」に関する意見公募について

児童福祉法等の一部を改正する法律（令和4年法律第66号）の施行により、令和6年4月1日から医療型児童発達支援のサービスが児童発達支援に統合されることに伴い、地域療育センター及び横浜市総合リハビリテーションセンターの定員の規定を改めるため、「横浜市地域療育センター条例施行規則及び横浜市総合リハビリテーションセンター条例施行規則の一部を改正する規則」を制定することを予定しています。

つきましては、広く市民の皆様から御意見をいただきたく、次の要領で意見の公募を行います。

1 御意見公募期間

令和6年1月26日（金）から令和6年2月26日（月）まで

2 御意見提出方法

次のいずれかの方法により、御提出願います。

なお、電話での御意見の提出には対応いたしかねますので、あらかじめ御了承ください。

（1）電子メールの場合

電子メールアドレス：kd-ryoiku@city.yokohama.jp

横浜市こども青少年局障害児福祉保健課 意見公募担当 宛て

（2）郵送の場合

〒231-0005 横浜市中区本町6-50-10

横浜市こども青少年局障害児福祉保健課 意見公募担当 宛て

（3）FAXの場合

FAX番号：045-663-2304

横浜市こども青少年局障害児福祉保健課 意見公募担当 宛て

3 注意事項

- (1) いただいた御意見に対して、個別の回答はいたしかねますので、あらかじめ御了承ください。
- (2) いただいた御意見の内容につきましては、氏名、住所、電話番号及び電子メールアドレスを除き、公開される可能性がありますので、あらかじめ御承知おきください。
- (3) 御意見に付記された氏名、連絡先等の個人情報につきましては適正に管理し、御意見の内容に不明な点があった場合等の連絡・確認といった、本案に対する意見公募に関する業務にのみ利用させていただきます。
- (4) その他個人情報については、個人情報の保護に関する法律にしたがって適切に取り扱います。

4 御不明な点についてのお問い合わせ先

横浜市こども青少年局障害児福祉保健課 意見公募担当 宛て
電話番号：045-671-4279

※ 電話による御意見は御遠慮くださいますようお願いいたします。

以上